別記第1号様式総 評 定 点

工事成績評定表

																							点
工事	件 名													種	,	別土	木・	建築・	機械・電	気 細	目		
受 注	者名													I.		期				から			まで
契 約	金 額								婆	更 金	え 額								検査年月日				
	定項目 ・細目			基本	ド的なも	技術力と	成果の	評価			技術	創意工	社会	評定	法令	総			所		見	柳	
/	\	1	施工体的	制	現場管理			施工管理			カの	大夫	的	点	遵	評							
評定者	. \	施工体制全般	配置 技術	対 外調 整	安全衛生	工程管理	施工管理	品質	出来ばえ	計	発揮	と熱意	貢献	合計	守等	定点	担当監						
監	担当監督員				III čalo						J-F	, rex	IIV	Д	7	AN	監督員					(,
監督員	主任監督員																主任監督						c
415	総括監督員	/ 5.0	/ 5.0	/ 5.0	/ 10.0	/ 10.0	/ 10.0	10.0	/ 10.0	65.0	/ 20	/ 20	/ 10	/ 70	/ -20	/ 100	員					(
検る	 查員	- 0.0	3,0	3,0	10.0	10.0	/5.0		20.0			. 2.0	7 1.0	/30	-20	. 100	総括監督						,
1	計													30			監督員						

- / 5.0 / 5.0 / 5.0 / 10.0 / 10.0 / 10.0 / 10.0 / 15.0 / 15.0 / 30.0 / 95.0 / 2.0 / 2.0 / 1.0 / 100 / -20

 1 種別は工事の別について○で囲み、細目は工事発注時の発注区分を記入する。
 4 法令遵守等及び総評定点
- 2 各評定者の評定点は、小数点第二位を四捨五入する。
- 3 監督員及び検査員の評定点合算後、小数点以下を切り捨て、整数とする。

- 4 法令遵守等及び総評定点の欄は、総括監督員が記入する。
- 5 所見は、必ず記入する。

評定項目	細目		評 価 対 象 項 目
	施工体制全般	基礎評価(a)	辞価対象項目 後良 根和適正 不備(改善指示書必要)
		減点評価 (b) 評価係数(c)	優良+概ね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a) ((7 × 二 + 5 × 二) / 二) × 10 + (7.5 × 二) = 二 当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 指示の事由等記入欄 最大4項目 (b) 0.05 0.05
	評定点(a	+ b) × c	(+ X +) × 0.05 = 点

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。
- 不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付 したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。
- 減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。
- 注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

別記第2号様式の2

評定項目	細目		評 価 対 象 項 目
施工体制	配置技術者	基礎評価 (a)	 優良概ね適正 不備(改善指示書必要) □ □ □ □ □ □ □ 1 現場代理人は、工事現場の管理運営に必要な知識と経験を有し、その能力を発揮していた。 □ □ □ □ 2 監理技術者及び主任技術者(以下、「監理技術者等」という。)は、建設業法に定める職務を遂行するために必要な知識と経験を有し、その能力を発揮していた。 □ □ □ 3 契約書、設計図書、関係基準等を理解し、現場に反映し工事を行った。 □ □ □ 4 下請負人の施工体制、施工状況を把握し、適宜必要な指導をしていた。 □ □ □ 5 監督員に対して、施工状況に関する連絡、報告等は時期を逸することなく行われた。 □ □ 6 完了検査等において、検査員に対し、施工内容に関する必要な説明等を行っていた。 □ □ 7 監理技術者等の資格を有していることを監督員が確認できた。 □ □ 8 設計図書で定められた技能者、施工管理技術者等の資格等を証明する資料を監督員が確認できた。 □ 9 監理技術者等は、腕章、監理技術者資格者証等を携帯していた。 □ □ 10 その他(□ (a)
		減点評価 (b)	((7 ×
		評価係数(c)	0.05
	評定点(a	+ b) × c	(

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

(ただし、優良の評価項目は最大4項目までとする。)

概ね適正:評価対象項目の遂行について問題がなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。

不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付 したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。

注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

別記第2号様式の3

評定項目	細目		評 価 対 象 項 目						
施工体制	対外調整	基礎評価 (a)	良概ね適正 不備(改善指示書必要)						
	□ 5 折衝経過や苦情処理の経過等は、監督員に遅滞なく報告された。 □ 6 苦情処理、折衝議事等の記録が残されていた。 □ 7 工事の着手、施工、完了に当たり、関係官公署その他の関係機関への、必要な届け出及び手続きが遅滞なく行われた。 □ 8 住民説明会や施設管理者等との間で取り決めた作業時間、作業条件等の制約を遵守した。 □ 9 その他(優良+概ね適正 不備 評価対象総項目数 優良 ((7 × □ + 5 × □) / □) × 10 + (7.5 × □) = □								
		減点評価 (b)	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 指示の事由等記入欄 最大4項目 (b) X -10 = —						
		評価係数(c)	0.05						
	評定点(a	+ b) × c	(

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

(ただし、優良の評価項目は最大4項目までとする。)

概ね適正:評価対象項目の遂行について問題がなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。

不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付 したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。

注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

評定項目	細目		評 価 対 象 項 目					
現場管理	安全衛生管理	基礎評価 (a)	 優良概ね適正 不備(改善指示書必要) □ □ 1 工事の規模と内容に応じた安全巡視、安全教育、安全点検等の安全活動を実施した。 □ □ 2 安全通路の確保、落下物の防止等の安全措置がなされるとともに、第三者への事故防止に努めた。 □ □ 3 工事箇所及びその周辺の地上、地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう必要な措置を講じた。 □ □ 4 現場内が、常に整理整頓されていた。 □ □ 5 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた。 □ □ 6 過積載防止に関する内容が施工計画書に記載され、現場にて過積載防止に努めた。 					
	□ 7 工事従事者のための休憩場所、トイレ等の確保に努めた。 □ 8 現場における緊急措置、防火体制等が整備されていた。 □ 9 危険物等の保管に関し、関係法令を遵守した。 □ 10 指定仮設を除く足場、桟橋等の仮設物は、関係法令等に基づき設置された。 □ 11 火気の使用又は溶接作業を行う際、必要な防火措置を講じた。 □ 12 交通管理者(海上保安部含む。)との協議事項(使用許可条件を含む。)を遵守した。 □ 13 材料置き場及び発生材の仮置き場が管理されていた。 □ 14 酸欠危険場所における換気、測定等は、必要な措置がなされ行われた。 □ 15 その他(
			優良+概ね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a) ((7 × + 5 ×)) /) × 10 + (7.5 ×) =					
		減点評価 (b)	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 指示の事由等記入欄 最大4項目 (b) X -10 = —					
		評価係数(c) 0.10						
	評定点(a + b)×c		(+ X +) × 0.10 = 点					

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。
- 不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。
- 減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。
- 注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

評定項目	細目		評 価 対 象 項 目						
現場管理	工程管理	基礎評価 (a)	E良概ね適正 不備(改善指示書必要) 1 実施工程表は、工事全般にわたり綿密にたてられ、各工種と全体との整合がとれていた。 2 状況変化への対応が迅速に行われ、工程へ大きな影響を与えなかった。 3 別契約の関連工事等との工程調整を行い、現場作業の円滑な進捗に努めた。 4 定められた作業時間を超えた作業はほぼなく、工期内に完成した。						
□ 5 実施工程表に加えて、月間又は週間工程表を作成し、工程管理に努めた。 □ 6 工程計画を着実に守り、工事を完了した。 □ 7 概成工期が遵守され、関連工事の総合試運転及び調整が支障なく行われた。(対象:建築・電気・機械) □ 8 作業時間の変更及び休日等に施工を行う際の手続きは、必要な時期に行われていた。 □ 9 その他(優良+概ね適正 不備 評価対象総項目数 優良 ((7 × □ 日 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 × 10 ×									
		減点評価 (b)	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 指示の事由等記入欄 最大4項目 (b) X -10 =						
		評価係数(c)	0.10						
	評定点(a	+ b) ×c	(+ X +) × 0.10 = 点						

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。
- 不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付 したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。
- 減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。
- 注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

評定項目	細 目		評 価 対 象 項 目						
施工管理	施工管理	基礎評価 (a)	 優良概ね適正 不備(改善指示書と要) □ 1 施工計画書は、設計図書、現場状況を把握したものであった。 □ 2 施工図は、仕上げ、他工種及び別契約の関連工事との納まり等について検討されたものであった。(対象:建築・電気・機械) □ 3 施工計画書又は施工図の内容を変更する必要があった場合、監督員への報告及び必要な措置が講じられた。 □ 4 作業区域の設定は、作業環境、周辺環境、交通計画等を考慮したものであった。 □ 5 施工に適した機器材、機械等が使用された。 □ 6 既存施設部分、工事目的物の施工済部分の養生が行われていた。(対象:建築・電気・機械) □ 7 構造物の養生が行われていた(対象:土木)。 □ 8 設計図書の内容に関して疑義が生じた際には、監督員と協議の上、施工がなされた。 □ 9 施工図は、当該工事の施工前に提出された。(対象:建築・電気・機械) □ 10 既存施設、設備、構造物等との取り合いが十分に検討され、施工が行われた。 □ 11 対象施設を利用しながらの工事において、発生する歴埃・振動・騒音等の低減に努めた。(対象:建築・電気・機械) □ 12 その他(
		減点評価 (b)	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 指示の事由等記入欄 最大4項目 (b) × -10						
	評定点(a	評価係数(c) + b)×c	0.10 (

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

概ね適正:評価対象項目の遂行について問題がなかった。

評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。

不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付 したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。

減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。

注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

評定項目	細目		評 価 対 象 項 目
施工管理	品質管理	基礎評価 (a)	 優良概ね適正 不備(改善指示書必要) □ □ 1 施工の品質及び形状が設計図書に基づいた施工であった。 □ □ 2 品質管理について、実施した項目、方法等の記録が作成されていた。 □ □ 3 不可視部分の施工の記録、工事記録写真、見本等が整備されていた。 □ 4 工事記録写真の撮影方法及び編集方法は、施工の状況が判断でき、整理され閲覧できるものであった。 □ 5 設備の総合的な機能確認(試験調整等)が設計図書に基づき実施され、その記録が作成されていた。(対象:電気・機械) □ 6 材料等の保管に関し、その方法等は、工事に使用するまで、破損、変質等がないように保管された。 □ 7 材料等の機入の証明となる資料が過不足なく作成されていた。 □ 8 標準仕様書、各種基準類に基づく管理基準値や許容範囲を満足した。 □ 9 工事記録写真撮影計画書は、監督員へ提出された。 □ 10 材料等の材質、仕上げの程度、色合い等について監督員の承諾を受けた。 □ 11 材料等の品質証明に伴う試験方法は、設計図書に定められたもの又は監督員の承諾を受けたものであった。 □ 12 各種材料等の品質及び性能を証明する資料を監督員が確認できた。 □ 13 製品の機能、性能管理が設計図書に基づき実施され、その記録を監督員が確認できた。(対象:電気・機械)。 □ 14 材料検査は必要な時期に請求され、必要な準備等が行われた。 □ 15 その他(
		減点評価	優良+概ね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a) ((7 ×
		(b)	最大4項目 (b) (b) (c) (b) (c) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d
	評定点(a	評価係数(c) + b)×c	0.10 (

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を□に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

(ただし、優良の評価項目は最大4項目までとする。)

- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。
- 不 備:評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付 したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。
- 減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。
- 注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

評定項目	細 目		評 価 対 象 項 目							
施工管理	出来ばえ (出来形)	基礎評価 (a)	 優良概ね適正 不備(改善指示書必要) □ 1 施工後の各種寸法や数量等について、設計図書のとおり施工されていることが確認することができた。(対象:建築・電気・設備) □ 2 出来形測定において、不可視部分の出来形は、工事記録等により確認することができた。 □ □ 3 取り合いや端部の納まり(既存部分との取り合いを含む。)について必要な調整・検討がなされた仕上げであった。 □ □ 4 別契約の関連工事等と必要な調整がなされた仕上げであった。 □ □ □ 5 仕上がりの状態について、色むら等がなく全体的な美観や使い勝手に対する配慮がなされていた。 							
			□ 6 工事目的物(出来形)の形状及び寸法は、設計値(契約図書)または規格値を満足していた。 □ 7 工事目的物(出来形)の性能及び機能は、設計値(契約図書)を満足していた。 □ 8 操作制御関係が所定の機能を有した上で、必要な安全装置、保護装置の機能が確認できた。(対象:電気・機械) □ 9 設備の総合性能は、設計図書のとおり確保されていた。(対象:電気・機械) □ 10 その他(⑥ 食良 +概ね適正 不備 評価対象総項目数 優良 (a) ((7 × □ + 5 × □) / □) × 10 + (7.5 × □) = □ (a)							
		減点評価 (b)	当該細目等について、総括監督員が改善命令書を交付した。 指示の事由等記入欄 最大4項目 (b) X -10 = —							
	莎 孛 占 (-	評価係数(c)	0.10							
i l	評定点(a	+ b) × c	(+) × 0.10 = 点							

- 1 基礎評価(a)は、評価対象項目について、「優良」、「概ね適正」又は「不備」のいずれか該当する□にレマークを記入する。ただし、当該工事に該当しない評価対象項目は評定しない。
- 2 減点評価(b)は、指示を行った事由の数を口に記入する。ただし、最大4項目(-40点)までとする。
- 注) 改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。
- 3「優良」、「概ね適正」、「不備」又は「減点評価」の判断基準は、以下のとおりとする。
 - 優 良:評価対象項目の遂行が積極的かつ適切に行われ、優れていた。

(ただし、優良の評価項目は最大4項目までとする。)

- 評価対象項目の遂行にやや不適切な事項が見受けられたが、指示書による指示、指導を 行い、速やかに改善された。
- 不 備: 評価対象項目の遂行について、遅れ、誤り等不適切な事項があったため、指示書を交付したが、改善されず、改善指示書による指示及び指導を行ったところ、改善された。
- 減点評価:評価対象項目の遂行について、改善指示書を交付したが改善されなかったため、総括 監督員が改善命令書を交付した。
- 注) 指示書、改善指示書、改善命令書:運用で定める指示書の類を言う。

工事成績評定項目別評定表(技術力の発揮)

別記第3号様式

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入し、その具体的事由等を右欄に記入する。

	技術力の発揮キーワード	左記チェック項目の具体的事由等	評定点
既存構造物(既存施設) 固有の難しさへの対応	□ 1 既設構造物(既存施設)の補強、撤去等の特殊な工事 □ 2 既設設備の困難な移設、切廻し、盛替え等を伴う工事		点
技術固有の難しさへの対応	□ 3 工種及び工法の特殊性 □ 4 新工法(機器類を含む。)及び新材料を適用した工事		点
厳しい自然条件 地盤条件への対応	□ 5 湧水の発生、地下水への影響(地盤掘削時) □ 6 軟弱地盤、支持地盤の状況 □ 7 工事用道路・作業スペース等の制約 □ 8 雨・雪・風・気温等の影響		点
厳しい周辺環境等 社会条件への対応	□ 9 地中埋設物等の地中内の作業障害物 □ 10 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 □ 11 周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮 □ 12 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 13 生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約 □ 14 現道上で、特に交通規制及びその処理が伴う作業 □ 15 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 □ 16 制約の多い、稼働中の施設における工事		点
施工現場での対応等	□ 17 災害等での臨機の処置 □ 18 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 □ 19 対象施設を利用しながらの工事で、施設運営への臨機での対応 □ 20 既存部分との取合いの処置等 □ 21 狭隘部や微小な施工部位等での困難を伴う工事での円滑な施工		点
その他	□ 22 その他		点
・「創意工夫と熱意」と	里の評価」で評価されなかった受注者者の優れた技術力等を評価する。 の二重評価は行わない。 るが、内容によっては2点とすることができる。 引意工夫」、「社会的貢献」それぞれの評定点を合計し、その合計を最大5点とする。	1	点

工事成績評定項目別評定表(創意工夫と熱意)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入し、その具体的事由等を右欄に記入する。

	創意工夫と熱意キーワード	左記チェック項目の具体的事由等	評定点
施工体制全般	□ 1 設計図書に定められた以外の工法で、環境の保全、工期短縮等に有効な工法の提案等 □ 2 VE提案及び採用 □ 3 環境配慮に関する取組の実施 □ 4 先進的な情報技術等の活用 □ 5 労働環境の改善や向上に資する取組の実施		点
配置技術者	6 現場作業員の技術向上に関する研修、講習会等の積極的な開催 7 事前調査の実施や、現況把握に対する熱意 8 現場や施工の管理に対する熱意 9 資料等の迅速な提出に対する工夫		点
対外調整	10 地域住民その他関係者への対応(広報·苦情処理等)		点
安全衛生管理	□ 11 安全仮設備の工夫(安全通路、落下物、墜落・転落、挟まれ、立入禁止柵等) □ 12 安全教育、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 13 現場事務所、作業員休憩所等の施設及び設備等の工夫 □ 14 作業員の健康管理及び安全確保(酸欠対策、有毒ガス・可燃ガスの処理及び危険物の保管等) □ 15 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保のための工夫 □ 16 工事現場区域外にも配慮及び工夫した仮設物、施工方法等		点
工程管理	□ 17 工程管理(作業工区における関連工事との調整等)を適切に行うための工夫 □ 18 限られた時間帯等、制約を受けた作業への工夫 □ 19 施設運営への影響を少なくするための工程管理の工夫 □ 20 施工条件に合わせた工程管理の工夫		点
施工管理	□ 21 施工計画に関する工夫 □ 22 施工に伴う器具、工具及び装置類の工夫又は設備据付け後の試運転調整の工夫 □ 23 工場加工製品等を活用し、副産物及び廃棄物の減少の工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み □ 24 配線、配管及び機器の配置、設置方法等 □ 25 照明・視界確保等 □ 26 仮排水、仮道路、迂回路等の施工計画の工夫 □ 27 運搬車両・施工機械等 □ 28 支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工関係の工夫 □ 29 対象施設を利用しながらの工事での仮設計画・安全管理等		点
品質管理	□ 30 躯体工事の品質管理の工夫 □ 31 材料又は施工の検査、試験に関する工夫 □ 32 品質記録方法の工夫 □ 33 独自の管理基準を設定する等、品質向上に関する工夫		点
出来ばえ	34 品質、出来形管理等に関する計測、管理図等の工夫		点
その他	□ 35 その他		点
・創意工夫と熱意 ・1項目を1点を	力と成果の評価」で評価されなかった受注者の施工に関する 創意工夫事例、熱意、努力等を評価する。 なお、「技術 まは、「技術力の発揮」において評価するほどではないが、企業等の工夫や熱意により特筆すべき効果があれば評価す 目安とする。ただし、内容によっては2点とすることができる。 「」、「創意工夫」、「社会的貢献」それぞれの評定点を合計し、その合計を最大5点とする。		点

工事成績評定項目別評定表(社会的貢献)[担当監督員]

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入し、その具体的事由等を右欄に記入する。

	社会的貢献キーワード	左記チェック項目の具体的事由等	評定点			
	1 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。		点			
	2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観にあわせる等、 積極的に周辺地域との調和を図った。		点			
	3 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。		点			
	4 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ の積極的参加し、地域に貢献した。		点			
	5 災害時等に地域への援助活動に積極的に協力した。		点			
	6「東京都魅力ある建設事業推進協議会」(CCI東京)の理念に基づき 建設事業のイメージアップに関わる事業を計画・実施した。		点			
	7 環境負荷の少ない材料や施工方法の自発的な採用等、地球環境に やさしい具体的な取組みを行った。		点			
	8 工事内容や規模に応じた貢献が認められた。		点			
	9 その他		点			
1項目1点とする。 対象施設を利用しながらの工事においては、地域を施設利用者又は対象施設及びその周辺と読みかえる。 「社会的貢献」の評定点計は、1点とする。						
		<u> 1</u>				

工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)

[記入方法] 該当する項目の口にレマークを記入する。

適応事例	-1	-3	-5	-10	-20	評定点
施工体制台帳や施工体系図と現場 の施工体制が一致していなかった。		施工体制等の不一致が確認されたため、改善命令書が交付された。	再び施工体制等の不一致が確認されたため、改善命令書が交付された。	三度施工体制等の不一致が確認されたため、改善命令書が交付された。		点
配置技術者の資格、雇用等に問題があった。		配置技術者の資格、雇用等に問題が あったため、改善命令書が交付され た。	再び配置技術者の資格、雇用等に問題があったため、改善命令書が交付された。	三度配置技術者の資格、雇用等に問 題があったため、改善命令書が交付 された。		点
入札前に提出された監理技術者等 が、正当な理由なく変更された。		監理技術者等が、正当な理由なく変 更されたため、改善命令書が交付さ れた。	再び監理技術者等が、正当な理由な く変更されたため、改善命令書が交 付された。	三度監理技術者等が、正当な理由な く変更されたため、改善命令書が交 付された。		点
監督員に承諾なく、施工計画と異なる施工を行った。		監督員に承諾なく、施工計画と異なる 施工を行ったため、改善命令書が交 付された。	再び監督員の承諾なしに施工計画と 異なる施工を行ったため、改善命令 書が交付された。	三度監督員に承諾なく、施工計画と 異なる施工を行ったため、改善命令 書が交付された。		点
品質管理が適正に行われなかった。		品質のばらつき又は不合格品があり、多少の手直しが発生したため、改善善命令書が交付された。	品質のばらつき又は不合格品が多く、大幅な手直しが発生したため、改善善命令書が交付された。			点
設計図書と不適合の箇所があった。				契約書第16条第2項に規定する破 壊検査を行うこととなったため、改善 命令書が交付された。		点
安全対策の不備等による事故、災害等が発生した。	受注者の責によらない事故、災害等が発生 し、原因究明、再発防止等の事後処理は 適切であったが、再発防止のため、改善命 令書が交付された。	受注者の責による事故、災害等が発生し、 原因完明、再発防止等の事後処理は適切 であったが、再発防止のため、改善命令書 が交付された。	受注者の責によらない事故、災害等が発生 し、事後処理が不適切であったため、再発 防止のため、改善命令書が交付された。	受注者の責による事故、災害等が発生し、 事後処理が不適切であったため、再発防 止のため、改善命令書が交付された。		点
過積載車両の使用が確認された。	過積載車両が確認され、改善命令書 が交付された。	再び過積載車両が確認されたため、 改善命令書が交付された。	三度過積載車両が確認されたため、 改善命令書が交付された。			点
不正軽油の使用が確認された。	不正軽油の使用が確認され、改善命令書が交付された。	再び不正軽油の使用が確認されたため、改善命令書が交付された。	三度不正軽油の使用が確認されたため、改善命令書が交付された。			点
ディーゼル車排出ガス規制に違反する車両が確認された。	ディーゼル車排出ガス規制違反車両 が確認され、改善命令書が交付された。	再びディーゼル車排出ガス規制違反 車両が確認されたため、改善命令書 が交付された。	三度ディーゼル車排出ガス規制違反 車両が確認されたため、改善命令書 が交付された。			点
総合評価方式における技術提案書 等の内容が履行されなかった。			技術提案書の内容等の不履行について、改善命令書により是正を命じたところ、改善された。	技術提案書の内容等の不履行について、 改善命令書により是正を命じたが、改善さ れなかった。		点
現場代理人等が、正当な理由なく改善命令書の受取を拒否し続けた。	改善命令書の交付を1回拒否した。	改善命令書の交付を2回拒否した。	改善命令書の交付を3回拒否した。			点
仕様書等に規定する関係法令等に 関する重大な違反があった。	法令違反が確認され、改善命令書が 交付された。	再び法令違反が確認されたため、改善命令書が交付された。	三度法令違反が確認されたため、改善 善命令書が交付された。			点
重大な契約不適合が判明した。				故意又は重過失による契約不適合が、工 事目的物の機能や性能に重大な影響を与 えるものであり、かつ、改修工事が必要なも の。	放意又は重過失による契約不適合が、工事目的物の機能や性能に極めて重大な影響を与えるものであり、かつ、大規模な改修工事が必要なもの。	点
その他()						点
1 工事の施工に当たり、「適応事例」の事実を監督員が確認した場合、 <u>総括監督員から改善命令書を交付した上で</u> 減点評価を行うこととし、減点は最大20点までとする。 2 同一事由による「適応事例」の複数項目の減点は、評定上合理的に説明できる場合を除き行わない。					【事由等記入欄】	7111
3 「適応事例」の適用範囲は次のと	おりとする。	<u>心物口で豚で114/ひい。</u>				ĺ
(1) 工事請負契約の履行に関することに限定する。 (2)(1)を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事者及び(1)を履行するために下請負契約を締結し、その工事に従事する者に限定する。						
4 総合評価方式の場合には、「適応事例」により減点が異なる場合がある。						点